

令和7年度離職者等再就職訓練事業福祉即戦力人材養成科 業務委託仕様書

1 事業の趣旨

京都府北部地域（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町の行政区画。以下「府北部地域」という。）は府内でも高齢化率が高く、介護・福祉サービスのニーズが高くなっている。こうした状況の中、府北部地域において求職者に対し職業訓練の提供を行い、新たに福祉人材の養成・確保を行う。

2 委託業務の名称

令和7年度離職者等再就職訓練事業福祉即戦力人材養成科業務（以下「本事業」という。）

3 業務の内容

業務内容は次のとおりとする。

新規福祉人材養成事業

北部の関係団体・機関、事業所等が連携して、府北部地域で福祉人材を養成する次の求職者訓練を実施する。

ア 離職者向け普通職業訓練福祉即戦力人材養成科の実施

(ア) 訓練実施基準

訓練 目標	福祉人材として、就職後に即戦力となり中核を担えるよう専門性の高い知識・技能を修得する。
訓練 項目	<p>a 訓練導入講習（24時間以上） 訓練導入講習を座学訓練の前に24時間以上60時間以下で実施すること。 なお、訓練導入講習部分については、受託者のノウハウや経験を反映しつつ、次の①から⑤までに掲げる内容を盛り込むこととし、③に掲げる内容は必ず実施すること。</p> <p>① 訓練の修了後に予想される就職先の職種に関する求人、労働条件、必要な免許・資格・実務経験等、雇用の状況に関する理解の促進に資するもの</p> <p>② 訓練の修了後に予想される就職先の職種について、企業等が求める人材像の理解の促進に資するもの</p> <p>③ 訓練の修了後に予想される就職先の職種について、関係事業所を訪問しての現職従事者との意見交換、模擬実習体験等当該職種の職業体験機会となるもの（単なる事業所見学にならないよう留意すること。）</p> <p>④ 訓練の受講意欲の喚起に資するもの</p> <p>⑤ 職業に必要なビジネスマナーの向上に資するもの</p> <p>b 介護職員初任者研修（130時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務の理解（6時間） ・介護における尊厳の保持・自立支援（9時間） ・介護の基本（6時間） ・介護・福祉サービスの理解と医療との連携（9時間） ・介護におけるコミュニケーション技術（6時間） ・老化の理解（6時間） ・認知症の理解（6時間） ・障害の理解（3時間） ・こころとからだのしくみと生活支援技術（75時間）

	<ul style="list-style-type: none"> ・振り返り（４時間） c 追加研修（４６時間以上） <ul style="list-style-type: none"> ・施設実習等の福祉分野に係るもので補足すべき研修 ・就職活動力向上に資する研修 ・社会人力向上に資する研修 d 企業実習 <ul style="list-style-type: none"> ・終了後の就職につながる実践的な知識や技能の習得を目指した訓練内容とすること。
--	--

※ 実施にあたっては、北京都ジョブパーク福祉人材コーナーで管理する講師バンクを活用し北部事業所職員が中心となって訓練を運営すること。

※ 別添１「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」中の「デジタルリテラシーを含むカリキュラム例」を参考にカリキュラムを設定すること。当該カリキュラム例にない場合は、「DXリテラシー標準の項目の一覧」中のいずれかに該当する内容とすること。

(イ) 訓練期間等

a 訓練期間

３か月間（１２月開講）

b 訓練時間

訓練日数は１箇月当たり１８日以上（総訓練日数９０日以上）を標準とし、訓練時間は１箇月当たり１００時間以上確保すること。

c 主な訓練実施場所

丹後地域

d 訓練人員

２５名

e 訓練の中止

受講生が少人数等により効果的な訓練ができない場合は、受託事業者と協議の上、当該訓練を中止することがある。

(ウ) 受講者の募集等

a 受講者の募集

公共職業安定所等の関係機関と連携し、募集計画を立て、受講者の募集を行うこと。その際、応募状況を取りまとめ、募集が少ない場合等は、必要な対策を講じること。

b 受講受付

受講希望者の受付は公共職業安定所が行う。その際に必要な書類は、福知山高等技術専門校と協議の上、作成すること。

c 受講者の選定に当たり、受託事業者が選考試験を行うこととする。

- ・内容 筆記試験（国語・数学）、面接
- ・場所 受託事業者の講習会場等

なお、定員に満たない場合は選考試験を実施しないことがある（受講希望者には、福知山高等技術専門校から連絡）。

(エ) 就職支援

受託事業者は、就職支援期間（訓練期間及び訓練修了後３箇月間）を通じ訓練受講者の就職支援に努めることとし、的確な就職支援がなされていない場合は、委託者の専門就職指導員の指導・助言が行われることがある。

a 企業実習

企業実習先での正規雇用につながる就職支援を図るとともに、修了生に対し訓練修了後3か月間、安定就職につながる具体的な就職支援を実施すること。

b 就職支援責任者の設置

以下のいずれかに該当する者が望ましいこと。

- ・キャリアコンサルタント（職業能力開発促進法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント）
- ・キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）
- ・職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者

c 就職支援責任者の業務内容

- ・過去の訓練生に対する就職実績等を踏まえ、訓練生に対する就職支援を企画・立案すること。
- ・ジョブ・カードの作成及びジョブ・カードを活用した職業相談及び公共職業安定所その他職業紹介機関から提供された求人情報の提供等の就職支援を適切に実施すること。
- ・訓練修了1箇月前を目途に、就職先が決まっていない訓練生について、必ず安定所へ誘導し、職業相談を受けさせること。
- ・職業紹介事業者として許可を受けている委託先機関においては、公共職業能力開発施設、公共職業安定所等の関係機関及び訓練生の就職先候補となる事業主、事業主団体等と連携し、求人情報を確保又は提供し、訓練生に就職支援を行うこと。
- ・訓練修了生及び就職を理由として中途退校した者の就職状況を把握、管理するとともに、公共職業能力開発施設や労働局又は公共職業安定所に情報提供すること。

d ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施

- ・ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングは訓練期間中に3回以上行うことが望ましいが、実施に当たっては、受講生の意向等を踏まえつつ、効果的な就職支援となるよう適切な時期を選ぶこと。
- ・受講生のプライバシーに配慮することとし、キャリアコンサルティングのための別室を確保すること。

(オ) 付随業務

- ・別途指示する時期及び期間ごとに、受講者ごとの出欠状況の管理及び指導、能力習得状況、受講態度、事故発生時等についての報告を行うとともに、訓練修了時にアンケート調査及を実施し、その結果を取りまとめて報告すること。
- ・受講証明書及び職業訓練受講給付金等に係る事務を行うこと。
- ・訓練の前後に入校式、修了式を行うとともに、入校決定通知書及び訓練の修了者に対して修了証書を伝達すること。
- ・公共職業訓練受講生へのジョブ・カードの交付は原則必須とし（特別な理由がある場合はその旨を報告書にまとめ提出すること）、訓練期間中にジョブ・カードに係るキャリアコンサルティングを受講生1人につき最低3回以上行うことが望ましい。
- ・職業訓練生総合保険の任意加入に係る事務を行うこと。

イ 実施協力体制の構築

研修講師は、原則として、府北部地域から人材を招聘することとし、事前に講師研修等を実施し、事業趣旨の徹底、講師間の協力体制の構築、講師バンクの構築・登録・運用（令和7年度以前の出講者も含む）を行うこと。また、実習等において、地域の関係団体、事業所の協力体制を構築すること。

4 受講者からの費用徴収

受講料は無料とし、教材費・検定受験料及び保険料・健康診断等の費用は受講者から実費分を徴収して差し支えないが、その額については真に訓練に必要なものに限定するとともに、低廉な額となるよう配慮すること。また、訓練生の個人負担となる経費については、訓練生募集の段階で募集案内等において明記すること。

5 訓練の実施体制

訓練の指導を担当する者は、職業訓練指導員免許を有する者又は学歴、実務経験等の要件に適合するなど、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者とする。なお、学歴、実務経験等の要件に適合するとは、職業能力開発促進法第30条の2第2項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者（担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者、又は、学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能な者を含む。）であること。また、訓練を指導する者の配置については、訓練内容が実技のものにあつては、15人に1人以上、学科のものにあつては概ね30人に1人以上の配置をすることを標準とすること。

6 その他

- ・ 気象警報等により休講し訓練を行わなかった場合は、原則として日を振り替えて訓練を実施すること。
- ・ 講師は、受講者の要望により、当日の訓練終了後の質問等に応じるよう努めること。
- ・ 受託事業者は、事業の実施に当たって、火災、盗難その他の事故の防止に努め、また、受講者に避難経路を周知・徹底し、点検を怠らないこと。
- ・ 委託事業の履行を確保するため、関係職員による調査など必要な措置をとる場合があること。
- ・ 委託訓練では多岐にわたる訓練生の個人情報を取り扱う為、訓練実施中及び訓練終了後も決して受講生の個人情報が漏えいすることのないよう、当校が定めた「離職者訓練（委託訓練）の実施に係る個人情報の取扱いについて」に基づいて組織的に取り組み、万全を期すこと。
- ・ 訓練期間中は受講生を「職業訓練生総合保険」に加入させること。
- ・ 受託事業者は、委託契約を締結する日から過去5年以内に「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を受講していること。ただし、ガイドライン研修の受講要件を満たしていない場合でも、令和7年度中にガイドライン研修等の受講要件を満たすことを条件に応募資格を有するものとする。

7 委託料の支払いについて

ア 訓練導入講習及び評価手数料

区 分	1人当たりの定額（税込）
訓 練 導 入 講 習 費	8,800円
評 価 手 数 料	5,368円

※訓練導入講習費は、訓練生の早退（遅刻）や欠席、中途退校等により、訓練導入講習を受講した時間が24時間未満となった場合は上記に定める額は支払わないものとする。

※評価手数料は、実習型訓練修了後に訓練生の能力評価を行い、職業能力証明シートを交付した場合には、評価手数料として、上記に定める額を支払うものとする。

ただし、訓練生が中途退校した場合等により当該訓練生に対する能力評価を行わなかった場合には、当該者分の評価手数料を支払わないものとする。

評価手数料は、受託者の請求により、職業能力証明シートの交付人数に基づいて支払うものとする。その場合、受託者は職業能力証明シートの写しを添付するなど、訓練生本人に対して職業能力証明シートが交付されたことが確認できる書類を福知山高等技術専門校に提出しなければならない。

イ 委託訓練実施機関に対する委託費の支払いについては、委託業務終了後に、委託先からの書面での請求に基づき精算払いする。

ウ 定員に充たなかった場合及び訓練受講者が訓練の修了に至らず受講を止めた場合は、委託料を減額する。

8 企業実習受入先リストの提出等

ア 企画提案書提出日時点において、企業実習受入先が未定の場合は予定先を記載のうえ提出すること。

なお、受託者となった場合は、企業実習の開始までに受入先企業を確定し、福知山高等技術専門校と協議すること。